

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会	
開催日時	令和7年7月3日（木）午前10時から午前11時30分まで	
開催場所	朝霞市中央公民館・コミュニティセンター1階集会室	
出席者の職・氏名	委員16名 飯村会長、栗山副会長、齋藤委員、野原委員、中村（敏）委員、長塚委員、江川委員、高橋（拓）委員、風岡委員、福地委員、角野委員、峯岸委員、助川委員、中村（眞）委員、本橋委員、中田委員 事務局11名 社会福祉法人邑元会しびらき仲田管理者、社会福祉法人邑元会しびらき鳴海氏、社会福祉法人邑元会しびらき塩釜氏、社会福祉法人邑元会しびらき船津氏、社会福祉法人邑元会しびらき山下氏、はあとびあ障害者相談支援センター釧持係長、竹村課長、佐々木係長、渡邊係長、長谷川主査、堂ノ前主事補	
欠席者の職・氏名	委員4名（杉田委員、木村委員、長谷川委員、高橋（邦）委員）	
議題	（1）委員の変更について （2）第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告 （3）令和6年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和7年度の計画について （4）朝霞市障害者緊急時短期入所事業について （5）令和7年度のスケジュールについて （6）その他	
会議資料	・次第 ・朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿 ・朝霞市障害者自立支援協議会専門部会委員名簿 （こども部会・地域生活支援拠点部会・権利擁護部会・精神包括ケア部会） ・朝霞市障害者自立支援協議会条例 ・朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱 ・資料1－1 第7期障害福祉計画等進行管理シート（基本目標）R6～R8 ・資料2－1 障害者自立支援協議会について ・資料2－2 R6年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR7年度計画 ・資料3 R7年度障害者自立支援協議会スケジュール（案） ・朝霞市緊急時短期入所事業の終了に伴う共同生活援助移行について ・朝霞市障害者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書 ・令和7年度市内福祉事業所等職員向け専門職研修について（通知） ・社会福祉法人邑元会「しびらき」の事業案内のちらし	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 ☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 ☐ 要点記録 ☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	1人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・堂ノ前主事補

定刻となりましたので令和7年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、司会進行をさせていただきます、障害福祉課の堂ノ前と申します。

本日は、委員20人中15人の出席をいただいております、朝霞市自立支援協議会条例第8条における会議成立定足数の過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

次に、本協議会の傍聴についてですが、原則として会議公開の立場をとっており、傍聴人一人に入室いただいておりますので、御了承ください。

また、庁内他課の業務や取組に関連する協議内容も多いことから、可能な範囲にはなりますが、関連する他課の職員が専門部会に出席してもらえるよう、今年度も考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎2 議題 （1）委員の変更について

○事務局・堂ノ前主事補

初めての方もいらっしゃいますので、委員の皆様に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

では、齋藤委員から順に、お願いいたします。

○齋藤委員

今年度も四つの部会をすることになったので、相談支援を通じながら地域の課題を自立支援協議会のほうに上げていければと思っております。

キラキラとしましては、相談支援の方が中心となっておりまして、特定相談支援事業と一般相談支援事業のほか、自立生活援助と強度行動障害の研修事業も行っております。よろしくお願いいたします。

○野原委員

当相談支援センターの方は、者の特定相談と児の障害児相談の二つをやっているのですが、主に、9割は児童の相談をやらせていただいております。同じ法人内に、者のすずらんとみつばすみれ学園もございまして、その方の相談を持たせていただいているケースも多いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村（敏）委員

株式会社SHUHARI、保育園元気キッズ、児童発達支援元気キッズと相談支援等をやっている中村です。

自立支援協議会では、こども部会と地域拠点の方で参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○長塚委員

埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園の長塚でございます。よろしくお願いいたします。

障害者の方の入所施設と、就労継続支援B型、短期入所、あと障害者歯科診療所を運営しております。よろしくお願いいたします。

○江川委員

グループホームつぐみの江川と申します。

私ども社会福祉法人愛隣館で運営しておりますが、ほかにも保育園も運営しております。地域生活支援拠点と権利擁護の部会に参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員

就労移行支援事業所と定着支援事業所のウェルビー朝霞台駅前センターのセンター長をしております高橋と申します。

自立支援協議会では、権利擁護部会と精神包括ケア部会に参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○風岡委員

放課後等デイサービスまいまいの風岡と申します。

まいまいでは、小学校1年生から高校3年生までのお子さん、肢体不自由のお子さんや重度の障害のお子さんなどをお預かりしております。昨年同様、こども部会と精神包括部会に参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○福地委員

朝霞保健所保健予防推進担当の福地と申します。今年度から参加させていただくことになりました。

保健所は、幾つか担当があるのですが、精神保健の担当しておりますので、いろいろと皆様にも御協力いただいたり、関係することもあると思います。

この自立支援協議会では、こども部会と精神包括ケア部会を委員として担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○角野委員

くろめがわ訪問看護ステーションの看護師で管理者をしております、角野修治と申します。

我々は、精神科を御退院された患者さんの退院後のフォローを主に行っております。あと、依存症も受ける事業所として動いております。今後、医療で皆様のお手伝いができればと思っております。よろしくお願いいたします。

○峯岸委員

本年度から委員になりました、埼玉県立和光南特別支援学校で進路指導主事をしております、峯岸と申します。

朝霞市の学区に入りますので、朝霞市の児童生徒を対象に、学校の方で支援をしております。よろしくお願いいたします。

○助川委員

県立和光特別支援学校コーディネーターの助川です。よろしくお願いいたします。

本校は、主障害が肢体不自由の子供たちが通う特別支援学校になります。また、医療的ケア児も多く在籍している学校ですので、この地域には、これまでも深いつながりがある学校かなと思っております。今年度も、こども部会に参加をさせていただきます。

○中村（眞）委員

朝霞市心身障害児・者を守る会の中村です。よろしくお願いいたします。

○本橋委員

朝霞市つばさ会の本橋と申します。

うちの会は、指定特定相談支援事業所、それから地域活動支援センターを運営しています。よろしくお願いいたします。

○中田委員

朝霞市医療的ケア児の支援を考える会をしております、中田と申します。

この当事者会は、医療的ケアのあるお子さんが保育園に通えるようになったらいいなと思って立ち上げた会になりまして、普段は、こども部会に参加しております。最近、特別支援学校の通学支援の課題とかそういったものに取り組んだりしております。よろしくお願いいたします。

○栗山委員

皆さん、こんにちは。私は、朝霞市役所の前で53年司法書士を務めさせていただいております。会としては、かなり上の方の経験年数で、知識経験を有する者ということで、こちらにお世話になっているわけですが、その前に、私、35年人権擁護委員として、全国的な委員も何回かやらせていただきまして、非常にこの障害関係、あるいは、人権問題、権利関係につきまして、我が司法書士会も積極的に取り組んでいる状況でございます。

私は、朝霞で生まれて朝霞で育って、77年たちました。朝霞市のために、何らかの形で御協力できればいいかなと思っております。本日は、よろしくお願いいたします。

○飯村委員

皆様、改めましてこんにちは。立教大学コミュニティ福祉学部の飯村と申します。

朝霞にお住まいの皆様は、御存じかと思いますが、ちょうど新座と志木の駅の間辺りに私どもの学部がございます。

私は、大学では権利擁護ですとか成年後見制度といったような科目を、社会福祉士等の国家資格を取得しようという学生に教えておりまして、ちょうど今、制度が変わり目ということでございますが、この会議に御参加の皆様のように、現場で様々な課題に向き合っている方の意見を是非、制度や施策の方にも生かしていきたいなと常々思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局・堂ノ前主事補

ありがとうございました。続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局・竹村課長

朝霞市役所障害福祉課長の竹村と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・佐々木障害給付係長

障害福祉課障害給付係の係長をしております、佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・渡邊障害福祉係長

同じく、障害福祉課障害福祉係長をしております、渡邊です。よろしくお願いいたします。

○事務局・長谷川主査

障害福祉課の保健師です。長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・堂ノ前主事補

堂ノ前と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・釧持はあとぴあ障害者相談支援センター係長

はあとぴあ障害者相談支援センター、釧持と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・堂ノ前主事補

最後に、この7月から障害者基幹相談支援センターが開所しており、運営に当たっては、社会福祉法人邑元会「しびらき」に委託し、実施しております。

今後、事務局の運営に携わっていきますので、この後、基幹相談支援センターから自己紹介したいと思います。

また、基幹相談支援センターについては、議題（6）「その他」のところで、少しお時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局・社会福祉法人邑元会しびらき・仲田管理者

私、7月1日から朝霞市障害者基幹相談支援センターを受託しました、社会福祉法人邑元会の

仲田と申します。私の方は、管理者をやらせていただきます。

また、後ほど時間を頂戴しておりますので、この時間は自己紹介のみとさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

ほかの相談員と事務の者も来ていますので、自己紹介させていただきます。

○事務局・社会福祉法人邑元会しびらき・鳴海氏

相談員の鳴海と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・社会福祉法人邑元会しびらき・塩釜氏

同じく、相談員の塩釜と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・社会福祉法人邑元会しびらき・船津氏

同じく、船津と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・社会福祉法人邑元会しびらき・山下氏

社会福祉法人邑元会しびらき総務課の山下と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・堂ノ前主事補

ありがとうございました。

それでは、会議に入りたいと存じますが、その前に、本日の資料を確認させていただきます。

事前に送付してある資料になりまして、まず1枚目、「次第」。続いて、「朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿」、ホチキス留めのものが一部。「朝霞市障害者自立支援協議会条例」、ホチキス留めのもの。続いて、「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱」。

資料1-1「第7期障害福祉計画等進行管理シート」ホチキス留めのもの。資料2-1、事前に送付したものから差し替えをお願いしたくて、「障害者自立支援協議会について」A4横のホチキス留めのものです。こちら、差し替えをお願いいたします。続いて、資料2-2、A3の「R6年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR7年度計画」、こちらも机上に配付しているものと差し替えをお願いいたします。資料3、「R7年度 障害者自立支援協議会スケジュール（案）」。

続いて、当日配付したものになりまして、上から「朝霞市緊急時短期入所事業の終了に伴う共同生活援助移行について」A4、1枚のもの。「朝霞市障害者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」ホチキス留めのもの。「令和7年度市内福祉事業所等職員向け専門職研修について（通知）」。「社会福祉法人邑元会「しびらき」の事業案内のちらしが2枚。

以上となります。資料に不足等はないでしょうか。

資料がよろしければ、早速会議に入ります。

なお、委員の皆様にお願いがございます。会議録作成の都合上、御発言の際には挙手の上、お名前を名のってから、できるだけ大きな声で御発言くださるようお願いいたします。

◎ 2 議題 (2) 第 6 次朝霞市障害者プラン及び第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告

○事務局・堂ノ前主事補

それでは、次の「議題 (2) 第 6 次朝霞市障害者プラン及び第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告」からお願いいたします。

飯村会長、お願いいたします。

○飯村会長

非常に暑い時期なので、皆さんも適宜、水分補給をなさりながら進めていかればというふうに思います。

では、議題 (2) の部分でございます。

まず、事務局から御説明をよろしくお願い申し上げます。

○事務局・佐々木障害給付係長

それでは、佐々木から説明させていただきます。

昨年度の 4 月から、第 6 次朝霞市障害者プラン、第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市障害児福祉計画が策定され、進行しております。第 6 次朝霞市障害者プランについては、課だけではなく、朝霞市としての障害者に対する施策全般に関して取り組んでいくものになりまして、令和 6 年度から 6 か年の計画です。内容につきましては、進捗状況の報告及び評価などを来週開催される障害者プラン推進委員会で報告していくものになっております。

続きまして、第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況ということで報告させていただきます。こちらは、令和 6 年度から 3 か年の計画でして、具体的な障害福祉の施策の状況についての御報告になります。

資料 1-1 を御覧ください。

まず、1 ページ目、基本目標 1 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について。

令和 6 年度につきましては、入所施設からグループホームへの 1 件の地域移行がありました。今後も関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応していき、地域生活移行を目指した支援を行ってまいります。

次に、2 ページ目、基本目標 2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について。

障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」にて、地域の保健、医療及び福祉関係者と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて協議を行っていただきました。目標につきましては、特に共同生活援助の利用者と自立訓練の利用者が、大きく増加してい

る傾向にあります。

続きまして、3 ページ目、基本目標 3 「地域生活支援の充実」について。

地域生活支援拠点等登録事業所は、13 か所に増え、五つの機能全てを補完しております。また、令和 6 年度から登録事業所連絡会を開催しております。

続きまして、4 ページ目、基本目標 4 「福祉施設から一般就労への移行等」について。

障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行っております。目標に対して、就労移行支援及び就労定着支援の利用が大きく伸びているという利用状況にあります。

5 ページ目、基本目標 5 「障害児支援の提供体制の整備等」について。

こども部会の中で連携についての協議を行いました。また、医療的ケア児等コーディネーターの連絡会を実施し、コーディネーター間の情報共有、今後の活動について考える場とすることができました。

続きまして、6 ページ目、基本目標 6 「発達障害者等に対する支援」について。

家庭児童相談室において、ペアレントトレーニングを実施しており、集団 6 人、個別 12 人の受講がありました。

7 ページ目、基本目標 7 「相談支援体制の充実・強化のための取組」について。

基幹相談支援センターの令和 6 年度中の設置はできませんでしたが、特定相談支援事業所等連絡会を開催し、今後も相談資質向上のため、GSV や事例検討等を行ってまいります。

8 ページ目、基本目標 8 「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について。

業務担当職員は、研修に参加し、能力の向上に努めております。審査支払システムに関しては、内容が毎年度更新されることから、情報収集に努めるとともに、事業所との情報共有を図ってまいります。

9 ページ以降につきましては、障害福祉サービス等の実績となっております。

全体的には、ほとんどのサービスで増加傾向となっており、特に、放課後等デイサービス等の障害児通所支援につきまして、大幅な増加となっております。

報告は、以上となります。

○飯村会長

御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆様から何か御質問ですとか、御意見がございましたら。

○中村（敏）委員

資料 1-1 の 5 ページ目の①の、区分の「令和 8 年度末までの保育所等訪問支援の利用体制の

構築」が「検討」となっているのですが、実績としては、多分、保育所等訪問支援は運営をされていると思うのですが、この「検討」というのは、どういう意味なのか質問させていただきます。

○飯村会長

では、事務局の方、お願いいたします。

○事務局・佐々木障害給付係長

保育所等訪問支援については、認知も進んできており、利用も進んできているのかなと考えているところです。ただ、学校や保育との連携というところに、今後、こういった形でやっていくのか、理解を得て適切な形で使っていけるのかというような検討を進めていく必要があるということで、実際にやっていく上での体制構築などを、今後、目指していく必要があるのかなと考えております。

○飯村会長

中村委員、いかがですか。

○中村（敏）委員

既に小学校にも全部入っているので、構築の体制の意味がよく分からないなど。市が主導で全てをオーガナイズしてくれるのかなというのか、どういうことなのかが分からないです。多分、1事業所単位では、多分、皆さんいろいろとそれぞれがアプローチを掛けて、それぞれでうまくいっている場合とちょっと問題が起きているところと、多分いろいろあると思うのですが、そこをコーディネートするという意味でしょうか。

○飯村会長

市の役割ですとかそういったことを少し御紹介いただけると、多分、中村委員も安心されるのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局・渡邊障害福祉係長

今おっしゃられたように、保育所等訪問支援は、確かに少し遅れてスタートはしましたけれども、段々その利用も増えてきていて、認知もされていて、各小学校とか幼稚園、保育園にも入っているというところでは、体制は確かに構築はされています。この計画で見据えている意味が、例えば児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所とかの集まりも今、ちょっとずつ開始しているところがあって、そこと重複する事業所が、恐らく保育所等訪問支援にも該当するので、その辺の横のつながりとか、そういった体制作りを含めていますので、もし、今以上にできた際に「検討」が、体制構築ができましたというような評価になるかと思います。

○飯村会長

質的な部分について、専門の方たちが部会にも入ってらっしゃるので、そういったところで御

意見を是非、頂戴をできたらと思います。ありがとうございました。

○中田委員

15 ページのところで、お伺いしたいです。

障害のある子供が、各施設何人利用しているかということで記載があるのかなと思っております。これは、「障害のある」というふうにくくってしまうと、結構広いので、せっかくこれが出ているのであれば内訳を記載してほしいなと思っております。

やっぱり、大きく分けるなら精神と身体で内訳を書くとか、医療的ケアのお子さんが、各施設でいるのかどうかというところは気になっているので、今日は、保育課がいらっしゃらないかと思うのですが、この記載の部分で数字から読み取れる情報がもう少し多いといいなと思いました。

○飯村会長

もし、可能であれば、この情報というか、ここのページを入れた意図ですとか、そういったことがお分かりであれば、そこも含めて御説明をいただければと思います。

○事務局・佐々木障害給付係長

細かいところの内訳は、こちらの計画自体が、国や県の指針に基づいて作っているものでもありますので、障害児福祉計画の中で、細かい人数の把握というところまでは進んでいない現状にございます。

保育課でどこまで把握しているかわかりませんが、保育課の方にはお伝えさせていただきま

す。

○飯村会長

よろしいですか。

○中田委員

元になるのは、やっぱり県の資料だというのは認識しています。ただ、資料からある程度情報が読み取れることって大事だと思っているのと、何のためにこの数字を市町村という単位で出すのかというところを保育課には考えていただきたいなとお伝えいただければと思います。

特に、お子さんの状況によって対応しなければならないこととかも全然違うのと、人数でくくってしまうと、何が課題かというのが見えなくなってしまうので、是非、よろしくお伝えください。

○飯村会長

では、事務局の方から担当部局の方にお伝えいただくということで、よろしいでしょうか。
ありがとうございます。

○齋藤委員

条例のところに戻りますが、現在、この自立支援協議会の専門部会が四つの部会があるところで、これまでも、私、地域課題を相談支援から吸い上げたときに、この四つの部会のどこにも当てはまらないような課題も出てきてしまうところがあるので、部会を増やしていただきたいということを、これまでも何度かお話させていただいたのですが、そのときに、現在の条例だとなかなか増やすこととか、委員の人数を増やすことが難しいお話もありました。なので、条例を変更することなのか、それとも、解釈によって変更することも可能なのか、その辺を改めてお聴きしたいと思います。

○飯村会長

機能的な中身を協議するための、この組織構成のような御提案だったかなと思うのですが、事務局の方から現状ですとか今後の方針について、お答えよろしいですか。

○事務局・渡邊障害福祉係長

恐らく、以前の説明でも条例を変更しなければできないとか、そういうお話はしてないと思うんですね。条例上はこう明記されていて、各部会は、この協議体だったり了承の下、増やしていくような形で、確か、令和4年度に精神包括ケア部会を増やしたときにも、経緯を説明して部会を増やしますということで、この本会議で諮った上で増えていったという経緯もございます。当然、その必要性、地域の実態だったりとか課題を受けた上で、必要性に応じて部会を増やすことは、協議の上ではできるのかなと思いますが、現状の体制では、今ある四つの部会をしっかりと動かしていくというところが必要と考えております。部会をこれ以上増やすという議論にはなっていないため、この場でもう少し御意見を頂ければ、今後の参考にはさせていただきたいなと思います。

○飯村会長

では、齋藤委員から、もし、具体的な部分で何かこういう必要性があるということがありましたら、補足も含めていかがでしょう。

○齋藤委員

どのような部会がいいかというのは、まだ、議論は必要かなとは思っておりますが、ほかの地域と比べてというところと言うと、相談支援部会というのもあるといいのかなと思います。

それと、以前、医療的ケア部会というのがあったのですが、医療的ケア児ですね。それが、どれも部会に吸収されているのですが、今度、その医療的ケアのある「者」の方が、今協議の場というのがないのかなと思いますので、地域のヘルパーとかも含めて、在宅の支援を考えるという部会があってもいいのかなと。

○飯村会長

この件につきましては、もちろん条例の部分にも7条のところに、この「協議会に諮って」という規定もございますが、ほかの皆様の御意見もお伺いをしながら進めていくということになるかと思っております。もし、何か今の時点であれば伺っておきたいと思っております。

よろしいですか。これは、また追々、皆様の御意見を伺いながら検討していくということにしたいと思っております。

○事務局・渡邊障害福祉係長

齋藤委員、貴重な御意見ありがとうございます。

相談支援部会は、ほかの自治体の例を見ると確かに立ち上げている部会もありまして、私も見てはいるのですが、相談に関しては、相談支援事業者連絡会という形で、今、各事業者が共有を図ったりという場もありますので、その活動をもう少し突き詰めていただいて、活発になって議論が進んだら、この部会に上げるというのも一つの方法なのかなと思いますし、何も必ず全てを部会として設けなければいけないわけではないと思います。今の御意見も参考に、こちらも、ほかの自治体の例も少し見ていきたいなと思います。

○飯村会長

ありがとうございました。

齋藤委員、よろしいですか。ありがとうございます。

では、この件でほかの方、いかがでございましょうか。

○長塚委員

1点だけ確認というか、この場で事務局だけではなく委員の方でも知っている方がいたら、教えていただきたいなと思っているところが、1点だけありました。

資料1-1の、1番最初のページの「地域生活移行者数」のところで、資料はこれでよろしいかと思うのですが、グループホームの1件の地域移行実績の、この1件の方のその後の定着の状況は、確認するような場というのは、そもそも存在するのか。例えば朝霞市内のグループホームであつたら、どこかの協議会で話が出そうかなというふうに思うのですが、他市のグループホームの場合は、その居住の市の例えば自立支援協議会ですとか、そういうところで話題として上がるのか、そういった部分ってどのような、スキームも含めて何か御存じの方がいたら教えてほしいなと思って。実績は、よく分かるのですが、その後どうなったかってどうやって把握するものなんだろうなという。

○飯村会長

何か御存じの方がいらっしゃったら、是非、御教示をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

○齋藤委員

私たち、一般相談支援もやっておりまして、地域移行、地域定着も行っているのですが、多分、この入所施設からのグループホームというのは、うちではないかなと思ったんですね。一般的に地域移行のというところでお話しさせていただきますと、大体、相談員は付いていると思いますので、居住地が変わったとしても計画相談は付いていて、それを支援は追っていくという形になっているのかなと思います。

○飯村会長

いかがですか。

○長塚委員

いずれにしても、部会の中で地域生活支援拠点の部会もありますから、その方が暮らしたい場所でしっかりと暮らし続けるための仕組みというのは、地域の中でやっぱり考えなきゃいけないなというところが、ちょっと僕の中で思っていたので、ありがとうございます。

○事務局・渡邊障害福祉係長

その協議をどこでやるかというところの話になると、まず、こういう方が、朝霞市の方が他市のグループホームに入ったとしても、援護としては朝霞市の援護になりますので、その方の動向だと、個別のケースの支援の話にはつながってしまうのですが、そういったところの協議の実施は恐らく朝霞市がやっていて、拠点の部会では、もし、個別の事例を持ち上げるとなればなりますし、またケースカンファレンスとかそういった話にもなるかもしれないのですが、その辺りでこの方の動向とかいうのは、必要に応じながらチェックをしていくというのは、できるのかなとは思いますが。

◎2 議題 (3) 令和6年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和7年度の計画について

○飯村会長

それでは、議題の次に進行させていただきたいと思います。

「(3) 令和6年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和7年度の計画について」ということでございます。

まず、最初に事務局から御説明をお願い申し上げます。

○事務局・長谷川主査

先に、改めて、障害者自立支援協議会について簡単にお話ができたらと思います。

資料2-1を御覧ください。

1枚めくっていただくと、まず、「障害福祉政策の推進体制について」と書かれています。こ

ちら、朝霞市の障害福祉政策は、障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づいて推進されているものになります。

次のスライド2のプリントを見ていただくと、「障害者プラン・障害福祉計画」と書いてありますが、こちら基本理念、「誰もがお互いに尊重し合い 地域で共に生きる社会の実現」というふうな内容で書かせていただいています。また、その下に、基本目標を載せさせていただいています。

ページめくっていただいて、「障害者自立支援協議会について」ですが、障害者総合支援法に協議会の設置について規定されており、朝霞市障害者自立支援協議会条例では、所掌事務は記載のとおりになっています。(1)から(8)までに書かれています。

こちらの自立支援協議会についての(2)のページを見ていただくと、自立支援協議会の運営マニュアル、日本障害者リハビリテーション協会から取ってきたものですが、運営の視点と自立支援協議会の機能を抜粋したものを載せさせていただいています。この間確認したら、厚生労働省の方からも令和7年5月に自立支援協議会の設置運営ガイドライン改訂版が出ており、その中でも同様の内容は記載されておりました。改めてこちらの自立支援協議会の機能をお読みいただき、確認できたらと思っています。「情報機能」「調整機能」「開発機能」「教育機能」「権利擁護機能」「評価機能」、こちらの方が大きな柱となっています。

では、朝霞市ではどのようにしているか、また、自立支援協議会では何をしているかということなのですが、めくっていただくと、(3)(4)と書いているものがあります。特に、(4)ですが、もう1枚のA3判の資料、資料2-2と書いてある大きなものです。そちらの左側の部分と合わせて見ていただけるといいかなと思っていますが、朝霞市としては、障害者プラン推進委員会と障害者自立支援協議会、この二つの柱でいろいろなことを検討して、政策を作っていくという仕組みになっています。

この二つを同時に動かしていくことになりますが、障害者自立支援協議会については、本日行っている「本会議」と、あとは四つの「専門部会」があって、そこをリンクさせていく必要があります。また、さらには、「各種連絡会等」やその下にある更に個々の相談支援と委託相談や特定相談支援から上がってきたもの、個別のケースカンファレンス等から上がってきたもの、こういった内容をうまくまとめて自立支援協議会とつなげ、そして政策へという作業も必要になっていきます。

こちらの作業の部分にも、全体的な自立支援協議会の運営にも、今回開所した障害者基幹相談支援センターとも協働しながら、この流れを作って進めていけたらと思って、今回この(4)のイメージ図を修正、加筆させていただいています。前のシンプルなものよりは、イメージしやすくなったのではないかなと感じております。

朝霞市では、このように進めていけたらというふうに思っております。

○飯村会長

では、続いて、各部会の方の御報告を頂くということでよろしいですか。

では、権利擁護部会の方からでいいですか。

○栗山委員

権利擁護部会の報告をさせていただきます。

議題としては、部会長、副部会長の選任から始まり、障害者差別解消法に係る報告についてと、障害者差別、障害者の権利擁護に係る事例及び検討。4番目として、権利擁護研修について、いろいろ皆さんと話し合いをしました。

会議の中で、特に障害者差別解消法に係る報告についてと、障害者差別、障害者の権利擁護に関する事例報告及び検討、権利擁護研修というものを議題として、各委員からいろいろな貴重な御意見を頂きました。

会議の中から代表的な質問につきまして、虐待に対しての指導について、どのような内容か知りたいということ。それと、虐待の疑いを持たれないためにどうしたらよいのかという視点での指導もしてもらえた方が良く。また、障害者を雇用する企業の考えや事例について、就労支援センターなども交えて意見を聴きたい等のいろいろな貴重な御意見を頂戴しました。

部会としましては、年に1回の部会でございますので、細かなことについては、時間が足りないという点もありますけれども、引き続き、貴重な御意見を皆さんから頂きましたので、それを参考にしながら、今後、部会の運営をしていきたいと思っております。

○飯村会長

では続いて、地域生活支援拠点の方をお願い申し上げます。

○中村（敏）委員

7月30日と2月4日に開催をし、前期の方では、4市合同地域生活支援拠点事業等を進めるということで、朝霞市、志木市、新座市の3法人の中で、すわ緑風園、あさか向陽園、しびらきが連携して、親亡き後の居住支援等を検討しておりました。安心シート等の統一様式を活用してハイリスク者の情報共有を進めていくという内容を進めていきました。あと、登録事業者連絡会の開催等があるのですが、登録事業者数が増加して、6法人12事業所となっております。情報交換の場として、登録事業所連絡会議等の新設等をしております。

その他の報告としては、旧障害者団体協議会等が解消していて、なかなか当事者の声が届きにくくなっているという問題点が出てきたので、そこに関しては、少し丁寧にならなければいけないのかなという声が上がりました。

2月4日に開催されたものでは、評価をやりました。地域生活支援拠点等の評価について、こ

の委員で話したのですが、かなりボリュームが大きくて、これは委員がやるべきことなのかがちょっと今後の課題なのかなという話になっております。

○飯村会長

では、こども部会の方、よろしくお願いします。

○中田委員

本日、部会長がいらっしゃらないので、代わりに中田から御報告をさせていただきます。

専門部会の位置付けというのは、地域の課題を洗い出して、その中で議論を深めて、施策の提案をしていくということかなと思ってはありましたが、事務局側の意向もあって、そこから一歩踏みこんで、こども部会として何か取組できることはありませんかというふうな問いがありました。その中で意見が出たところとしては、朝霞保健所から、医療的ケア児のお子さん向けの交流会というのをこの会議体で何かできませんかというようなお声を頂いたり、あとは、やりたいことという軸で、幼保連携ができたらいいなとか、災害時の医療とその周りにいる福祉、教育というところの連携ができたらいいなというようなお話が出ていたのですが、医療的ケア児の交流会というような人が集まる機会を軸に、幼保連携というものを何かイベントとしてできないかという話が出ております。それを、今年度具体的にどういうふうに展開していくかというのが、こども部会の中で話し合われていくと思っております。

○飯村会長

では、精神包括ケア部会の方、よろしくお願いいたします。

○本橋委員

本日は部会長がお休みなので、本橋が御説明させていただきます。

まず、1回目は委員の変更及び副部会長の選任、あとは、長期入院患者の退院促進に関する御報告がありました。あと、精神障害者の支援に関する地域での取組、今後の精神包括ケア部会の方向性について話し合いました。

2回目は、引き続き、長期入院患者の関わりの御報告、窓口アンケートと事業者アンケートについての御報告、現状の確認と今後の取組についての検討を行いました。

今後の課題なのですが、退院促進について協議していくと。入院患者以外の当事者の意見の抽出方法について協議していく。退院支援のところだけを注目するのではなく、地域包括ケアなので、在宅の方についても把握する必要があるのではないかということです。

あとは、グループホーム以外の退院先の発掘・検討というのが今後必要になってくるのではないかと。支援者への精神疾患に対する普及・啓発についても検討する余地があると。

今年度の計画は、介護事業所へのアンケートの結果の共有と分析・評価を行うことや、精神障害者の方に周知する相談一覧の作成。また、引き続き長期入院患者の退院促進について協議を行

ってまいります。

もう1回目は、精神障害者に対する研修会とかを検討していきたいというふうに考えておりました。

今回、部会での委員からの御意見については、病院との連携というのが今後必要になってくるのではないかと。在宅で生活している障害者の、当事者の意見の抽出も必要ではないかと。あとは、介護保険とのつなぎ目、総合支援法と介護保険法のつなぎ目の部分が、朝霞市はうまくいっていないのではないかと。高齢になってくる精神障害者に対する継続した支援というのを、システムというのを作っていく必要があるのではないかとというようなことがありました。あとは、朝霞市の相談支援事業所の中では、なかなか精神の方が関わっている事業所が、今後増えていくためにはですね、もう少し相談支援事業者の中での精神疾患に関する理解というのも今後必要になってくるのではないかとという意見がありました。

○飯村委員長

ありがとうございました。

ただいま、昨年度の御報告、そして今年度の計画につきまして、各専門部会についてございましたけれども、皆様の方から何か御質問ですとか確認事項、ございますか。

○長塚委員

委員の方に聴いてみたいなと思っていることがあって、私、権利擁護部会のメンバーなので、このときには話題には余り出なかったのですが、子供の意見表明権について、例えば特別支援学校とかだと、比較的取組等をやっているのかなと思うのですが、この場で整理できなければ、是非、次回の権利擁護部会のときに、何かこういう取組をやっていますみたいなのを教えていただけたらうれしいなと思っていて、この場でもし、何かこういうことやっていますみたいことがあれば、聴きたいなと思いました。

○飯村委員長

今の関連ですよね。では、中村委員から。

○中村（敏）委員

福祉計画のところで、子供の意見の表明のところがありまして、そのアンケートを昨年度実施しておりました。それは多分、障害福祉課が管理されていると思うので、そこが意見の表明として、スクリーニングをして、幾つかのパターンで1,000人程度の確か母体でやっていると思います。

○飯村委員長

貴重な情報提供、ありがとうございました。

いかがでございましょうか。特別支援学校からも御出席がありますが、助川委員ですとか、何

かありますか。あるいは、皆さん。

○峯岸委員

本校は知的障害を主障害として対象にしておりますので、意思決定についてということで、小学部から高等部まで本校は設置をしておりますので、学校としては、今ホームページでは載せているのですが、進路の学習の一環として、自分の意見は自分で伝えられるように、小学部段階からやらせていただいています。多分、何かを選ぶということから始めるのが一番大事かなということは、保護者の方にも進路研修として伝えておりますし、また、教員については、研修で一斉にやっております。

そういうところで、子供の意見は大事にしましょうというところはお伝えしており、特に、就労等に関わっていたり、今後、福祉的就労に向かっていく、特に、高等部ではそういう事例が多数ありますけれども、やはり、卒業後どうするということで、御本人の気持ちを大事にしたいということ、保護者にはお伝えをしています。

実際に実習をしてみて、帰ってみて様子がおかしいとか、コミュニケーションがちょっと難しい方でも、言葉ではなくて、様子で出てきたりしますので、子供が何を思っているのか、言葉にできなくてもノンバーバルな部分でも出てきたりしますので、その部分は、是非、読み取っていただきたい。また、担任にも、その部分は読み取って、支援だったり指導をしていただきたいということでお話はさせていただいております。

本校の事例としては、以上です。

○助川委員

今、いろいろ校内でどういう形だったかなと記憶をたどったところなのですが、正直なところ、はっきりこの場では正確な校内での様子というのを御報告できませんので、次回までに、校内でのそういった部分に関しては、確認を取って報告できればと思います。

本校は、主障害が肢体不自由の子供たちで、肢体不自由だけでない障害を併せ有する子が多く在籍をする中で、子供たちの思いをどのように表出を理解するのかというところで、本人が、全て言葉で、自分の気持ちだったり思いを表現できるとこちらも分かりやすいところではあるのですが、なかなかそういった児童生徒も多くおりませんので、本人の気持ちが、それこそ視線だけであったり、表情だけだったりという中で、いろんな気持ちを表現したいという子供たちが在籍しておりますので、それは、言葉だけでなくいろんな手段、それこそ、今はICTの推進というところで、デジタル機器を使いながら、子供たちの思いを言葉ではない手段で表現をし、常に我々教員の方は、子供たちの思いとは違うくみ取りをしないように、子供たちが笑っているから、うれしい、楽しい、喜んでいるというふうにも限らず、笑っているのが、逆のネガティブな表出だったりもしますので、本人の気持ちと違う理解をしないように職員の方も努めているとこ

ろですので、ただ、具体的に今報告する、こういった感じでやっていますというような形で報告ができないので、しっかりと次回までに宿題ということで持ち帰らせていただきます。

○風岡委員

まいまいの方でも、言葉がないお子さんがやっぱり多いので、本当にちょっとしたことから、例えばおやつを選ぶとか、二つの中からどっちか選ぶとか、あと公園に行く、行かないとか、言葉で伝えても分からなかったりするお子さんも多いので、写真を見せたりという形で、将来につながる、自分で決められるような意思決定支援というのを行っています。

○飯村委員長

風岡委員、貴重な実践報告をありがとうございます。

長塚委員、よろしいですね。

多くのこういった事例ですとか御発題をいただくことで、より多くの事業所や様々なところに伝わっていくというのは、非常に効果的かなというふうに思います。

○齋藤委員

資料２－２の左側の図のことにに関して、ちょっと事務局に質問がございます。

これを見ますと、下の方に「各種連絡会等」というところに、「特定相談支援事業所連絡会」というのがありまして、その枠の下に、また「委託相談」と「特定相談支援」という二つの丸があるのですが、これはどのように私たち相談支援としては、捉えていけばよろしいのでしょうか。

○事務局・長谷川主査

「特定相談支援事業所連絡会」とここを分けてあるのは、そもそも、委託相談や特定相談支援という場において、皆さん市民の方、対象者の方と接する中でやり取りをしていって、そこから課題を挙げてくるというところが絶対あると思うので、あえてそういったものをみんなで集まって話し合う場所が連絡会の場ではあると思うのですが、ちょっとそれは同一のものではないので、こういうふうな書き方をしています。なので、ニーズ把握というところでは、相談の場からもうできるという意味で表現しました。

○齋藤委員

この方が分かりやすいというのであれば、これでいいと思います。

○飯村委員長

ほかの件は、いかがでございましょうか。

○野原委員

私も、資料２－２の左側の「各種連絡会等」のところ、去年まではなかった「生活介護事業所連絡会」とか、「就労継続支援Ｂ型事業所連絡会」とか、６年度からできたのかなと思ったのですが、各種別によって連絡会ができてるのは、すごくいいことだなと思いました。

このような連絡会で出た意見をうまく専門部会に吸い上げる仕組み作りみたいなのができるといいのかなと思いました。

また、その各種連絡会の中に、もし、今後医療的ケア児コーディネーターの会議も行われるところでは、このコーディネーターの会も連絡会みたいところに位置付けて、その中で出てきた課題を、こども部会でも議題として話し合われるとより良いのかななんて、すごく思いました。

○飯村委員長

この図では、概念図ということになるかと思うので、双方向の矢印が付いておりますが、その辺りの実質的な機能と専門部会への上げ方、あるいは、医療的ケア児の部分の連絡会についての御質問と御要望のような部分があったかと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

○中田委員

今の野原委員のお話を受けて、こども部会、ちょうど来月ありますので、そこで医療的ケア児コーディネーターの連絡会も、もう1回はやっているのかなと思いますので、その話題共有というところをアジェンダに入れていただくと、ちょうどいいのかなと思いました。

○飯村委員長

では、こちらの方は御要望もありましたので、調整などよろしくお願い申し上げます。

◎2 議題 (4) 朝霞市障害者緊急時短期入所事業について

○飯村委員長

今度は、「(4) 朝霞市障害者緊急時短期入所事業について」ということで、これは、江川委員の方から御説明の方、よろしくお願い申し上げます。

○江川委員

グループつぐみの方では、開所当初から、朝霞市障害者緊急時短期入所という事業を委託という形で行っていました。

その経緯としまして、グループホームつぐみが開所した当初、平成31年、約6年前ぐらいなのですが、朝霞市において短期入所を利用できる施設というのがすごく少なくて、そんな中で朝霞市と協議をしたところで、当法人のグループホームは、介護包括型というグループホームになるのですが、短期入所の設置というのは必須ではなかったのですが、朝霞市障害者緊急時短期入所で、1部屋設置をして運営をしていきました。

今現在の朝霞市内の状況としまして、ここ数年でグループホームがすごく多く建っていて、その中に短期入所というのも、もちろん、うちは1部屋しかないのですが、2部屋だったり、3部

屋だったりあるような状況で、短期入所が平時でも利用できるようになってきているところで、こちらの朝霞市緊急時短期入所の需要がなくなってきているというのが現状です。

利用実績が少ない中で朝霞市と協議して、短期入所ですが、そういった登録者に向けて、体験の利用をしていただくというような形で実施をしていました。

グループホームつぐみの状況もお話したいと思いますが、開所当初、支援区分6の方が1人ぐらいしかなくて、どちらかというと軽度な方が多かったのかなと。支援区分だけで見るとというところなんです、今、ちょっと重度化が進んできていて、現在、支援区分5の方が1人と、区分6の方が7人、あとは、重度障害者支援加算対象者が7人います。

この入居者の状況の中で、緊急時を受け入れるところに関して、困難なケースが生じることが出てきていることもあり、我々としてもいろいろ考えるところがあった中で、朝霞市障害福祉課の方と昨年度から協議を進めていました。

その結果として、2025年12月末で一応委託契約を終了するという形になりました。そこまでは、緊急時として開所していますので、もちろん利用の申込みがあれば利用することが可能というところですが、新規利用者の登録に関しては、どこまでやった方がいいのか、12月に登録をしてもその月で終わってしまうというところもありますので、そこに関しては、現在検討中でございます。

そこまでの短期入所の終了というところで、新規入居者を今後募集していくというところになります。8人の定員が、短期入所の枠を使って9人になるというところで、新規の入居者に関しては、私どものグループホームが、重度障害者支援加算対象者がすごく多いというところで、その方々との関係性を考慮しながら、ただいま検討しているという状況でございます。

○飯村委員長

委員の皆様から、何か御質問ですとかございますでしょうか。

ニーズも変化をしていくということかと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

◎2 議題 (5) 令和7年度のスケジュールについて

○飯村委員長

それでは、議題につきまして、「(5) 令和7年度のスケジュールについて」ということで、こちらの方は、事務局からまず御説明をお願いします。

○事務局・堂ノ前主事補

資料3、横長の「R7年度 自立支援協議会スケジュール(案)」を御覧ください。

場所の都合などありますので、日程を既に決めてしまったものもあるのですが、御了承いただ

きたいと思います。

まず、この表の見方ですが、大きく三つに分けておりまして、一番上に今回の自立支援協議会本会議の予定が入っています。真ん中に専門部会の日程、一番下に、特定相談支援事業所連絡会の日程が入っています。

まず、1番上の本会議ですが、今年度は、この本会議1回を予定しております。

それから、2番目の専門部会について、権利擁護部会は1回、地域生活支援拠点が2回、こども部会が2回、精神包括ケア部会が2回、予定しております。

この本会議の次が、精神包括ケア部会を予定しておりまして、7月28日、市役所の401会議室となっております。続いて、地域生活支援拠点、7月29日、こちらも市役所になります。次が、こども部会で8月20日になるのですが、場所については、中央公民館コミュニティセンター、今日と同じ場所になります。次に、11月中に権利擁護部会を予定しております。そして、第2回の専門部会の方が、2月中に各専門部会を予定しております。

また、一番下の特定相談支援事業所連絡会については、御参考として載せております。ただ、日付のところが未定となっておりますが、大体このぐらいの頻度で行っていきたいと考えております。

事業所連絡会、7回と書いてありますが、6回が正しいので、修正をお願いいたします。

○飯村委員長

委員の皆様、スケジュールよろしいでしょうか。

このような予定でまいりますので、また、引き続きお願い申し上げます。

◎2 議題 (6) その他

○飯村委員長

それでは、議題の方は「(6) その他」になりますが、まず、委員の皆様から何かこの場で協議をしておきたいことなどございますか。もしありましたら、御発題をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、事務局からいかがでございましょうか。

○事務局・渡邊係長

冒頭の挨拶でも少し触れましたが、この7月から障害者基幹相談支援センターが開所しております。今日、当日の資料として運營業務委託の仕様書ですね、こちら公募を行ったときの資料になりまして、まず、基幹相談支援センターに主としてお願いする業務内容を載せております。

1枚目の「5. 業務内容」のところで、(1) から (5) まで定めておりまして、「総合的・専門的な相談支援」、二つ目が「地域の相談支援体制の強化の取り組み」、後方支援的なことをお願

いしております。また、(3)が「地域移行・地域定着の促進の取り組み」、(4)が「権利擁護・虐待防止の取り組み」、(5)が「障害者自立支援協議会の運営協力」といった形でお願いしたいと市としては考えております。

特に、(5)の「障害者自立支援協議会の運営協力」については、今日の本会議を始めといたしまして、これから行っていく各専門部会の運営等にも関わっていただきながら、また、地域の課題等を踏まえましてより良い形の協議会を皆さんと一緒に作っていただけるように、事務局機能として携わっていただきたいと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

その他として、この後、委託をお願いしている社会福祉法人のしびらきについて、どういう法人なのかというのを各委員にも是非、知っていただきたいと思っております。

○事務局・社会福祉法人邑元会しびらき・仲田管理者

改めまして、朝霞市障害者基幹相談支援センターの管理者の、仲田と申します。

資料を2部配らせていただきました。事業案内と書かれたカラーのものと、法人の宣伝になってしまいますが、「Follow Us!」SNSを活用して福祉事業をもっとみんなに広く知ってもらおうという形で、法人として取り組んでいるものになっております。Instagramとフェイスブックになりますので、もし、皆さんの御興味があれば登録していただければなと思っております。

私たちは、社会福祉法人邑元会という法人になります。この度、令和7年7月1日から、朝霞市の基幹相談支援センターを受託させていただくことになりましたけれども、私たち法人は、平成7年から、特別養護老人ホームを開設して始まった法人になっています。

法人自体の本体は、深谷市の方で始まりまして、そこから7年後の平成14年になって、さいたま市の桜区の方で障害福祉サービスの事業を開始させていただきました。高齢福祉分野で介護サービスを提供している中で、その中でもやっぱり障害のある方からの相談であったり、深谷市内でも高齢者施設をやっていたのですが、障害者施設の方々に触れる機会だったりとか、ニーズというものをキャッチする機会がありましたので、そういったことも通じて、障害福祉にも我々は参画すべきだということで、平成14年にさいたま市になってしまったのですが、深谷とさいたま市の方で事業を展開することになりました。

以降、私たちの法人としては、誰もが共生できるまちの創造の実現というところを掲げて、多様で質の高い支援を追求し、生きづらさを抱えている方々の支援というものに取り組んできました。私たちが一番望んでいるのは、障害が当たり前のように共存する社会というんですかね、そういった地域をやっぱ作っていきたいという方針の下で、特に、障害福祉サービスをやっているさいたま市内では、いろんな事業をやらせていただいております。

まず、大きな部分としては、本体としては入所支援の方をさいたま市の桜区の方でやらせてい

ただきながら、そこから通所生活介護だったり、就労系の事業所であったり、あと相談支援、居宅支援、障害児の方の放課後等デイサービスの方もやらせていただいて、幅広く展開しながら、現在、障害福祉分野においては、12の事業所を運営しているところになっております。

この事業案内の下の方の法人概要のところ、組織図を載せさせていただいて、これらの事業をやっていると。「しびらき」と書かれた右側が、我々のさいたま市の方でやっている事業になっております。今、ここに朝霞市のところも加えた資料を今、作成をしているところになりますので、またどこかで皆様にも披露できたらなとは思っておりますが、今、現状としては12の事業所を運営させていただいております。

今回、7月1日から基幹相談支援センターを朝霞市でやらせていただくに当たって、その前段階で、私たち相談支援については、さいたま市の桜区の委託相談と指定特定相談と基幹相談という形で、「さくらとぴあ」という事業所、裏面に、相談支援のところに桜区障害者生活支援センター「さくらとぴあ」という相談支援事業所を載せてありますが、そちらで、一般・特定・障害児相談・基幹相談という形でやらせていただいております。

もう一つ、お隣の志木市の方でも一般相談と特定相談の方をやらせていただいております。

障害者支援施設しびらきの中で、指定特定のみですが、「相談センターしびらき」という相談支援事業所もやらせていただいております、相談支援だけでも、今、三つの事業所を構えて相談支援にも力を入れながらやらせていただいている中で、今回、朝霞市の方で基幹相談支援センターの公募が出されるということで、我々の今まで培ってきた相談支援のノウハウを、こちらでも是非生かしていきたいと思い、応募させていただいたところになっております。

いろいろと縁があり、今回、基幹相談支援センターをやらせていただくことになりまして、正直、私たちもまだまだ朝霞市の現状というものを把握しきれていない部分があります。今日、この自立支援協議会に参加させていただいて、今後、事務局として担っていくに当たって、しっかりと朝霞市の現状を把握しながら、また、皆さんともしっかりとコミュニケーションを取らせていただきながら、事務局としてもしっかりと努めていけたらなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○飯村委員長

私どもとしても、先ほど御紹介があったように、より良い関係を運営協力ということで作っていかれたらと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○事務局・佐々木係長

追加で机上配付させていただいた資料、「追加資料」と右上に書いてあるものを御覧いただければと思います。こちら、6月に市内の事業所などに配付させていただいた資料になります。

以前から自立支援協議会の中で、権利擁護について地域に働き掛けを行う必要性が提起されて

おりまして、今般、今御紹介されました邑元会であったり、埼玉県社会福祉事業団、一部事務組合の3法人の御協力をいただいて、地域生活支援拠点事業として、市内の障害福祉サービス事業所等の職員に向けて、権利擁護を目的とした研修を実施する運びとなりました。

内容といたしましては、福祉施設における虐待防止の取組として講義及びグループワークを予定しており、対象の方は、おおむね5年以内の施設職員などの年次の浅い方を想定しております。今月の16日、再来週に開催されますので、御興味のある方は御参加などをいただければと思います。

○飯村委員長

御説明ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、これをもちまして、本年度の第1回朝霞市障害者自立支援協議会の方を終了させていただきます。皆様、御協力どうもありがとうございました。